

企画財政課からのお知らせ

子育て世帯向け民間賃貸住宅を建設・経営する事業者を応援します

【子育て世帯向け賃貸住宅とは？】

子育て世帯を対象とした一戸建ての新築賃貸住宅で、専用床面積が82㎡以上あり、各戸に玄関、トイレ、台所、浴室及び居室が整備されているもの。



【補助金の交付対象者】

平成29年4月1日以降に賃貸住宅を建設し、その所有者となる町内建築業者等であって、町税及び使用料等を滞納していない方。ただし、次のいずれかに該当する場合は、交付対象外となります。

- ①建設する賃貸住宅が専ら自己または自己の親族等に限定して入居させる場合
- ②建築基準法（昭和25年法律第201号）の基準に適合していない場合
- ③その他町長が不相当であると認める場合

【補助の額】

1戸当たり300万円 ※募集戸数 5戸（応募者が多数の場合は、審査会で決定します。）
※その他詳細については下記へお問い合わせください。

新婚さんの新生活を応援します！

町では、平成29年4月1日から新婚世帯に対して、住宅の購入や賃貸、引っ越しにかかる費用を補助します。

【対象世帯】

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦で、次の要件をすべて満たす世帯。

- ①対象となる住居が町内にあること
- ②申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること
- ③平成27年1月1日から同年12月31日までの夫婦の所得を合算した世帯所得が340万円未満であること。ただし、申請時において無職の場合は、離職した者については所得なしとする。さらに、貸与型奨学金の返済をしている場合は、年間返済額を控除した額を世帯所得とする。
- ④他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

【対象費用】 平成29年1月1日から平成30年3月31日までの期間に、結婚を機に新たに物件を購入、賃借する際に要した費用のほか、引越しの係実費。

【補助限度額】 1世帯当たり24万円

※その他詳細については下記へお問い合わせください。



■問合せ先 八峰町企画財政課 企画係 ☎76-4603

平成29年4月から

介護予防・日常生活支援総合事業がスタートしました

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上の高齢者の皆さんを対象に、いつまでも元気で住み慣れた地域で生活できるようニーズに合った介護予防や生活支援サービスを総合的に提供する事業です。これまでの介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）がこの事業に移行します。また、新規事業として住民主体の通いの場（通所型サービスB）を開始します。

利用できるサービスは大きく2つ

(1)介護予防・生活支援サービス事業

【対象者】 いずれかに該当する方

- ①介護保険の要支援1・2の認定を受けた方
- ②基本チェックリスト等で事業対象者と判定された方

【利用可能サービス】

- 訪問型サービス…現行の訪問介護相当サービス
- 通所型サービス…現行の通所介護相当サービス
元気ハツラツ教室 ほか
- 介護予防ケアマネジメント…ケアプランの作成

(2)一般介護予防事業

【対象者】 65歳以上の全ての方

【利用可能サービス】

- 介護予防教室
- 家族介護用品の支給



現在、要支援認定の人は何がかわる？

現在、サービスを利用している場合、要支援認定の有効期間中は継続してサービスを利用できます。認定の更新時期には担当のケアマネージャー等にご相談ください。

利用・参加するには？

生活の中の困りごとなどができたときは、これまでどおり地域包括支援センター・役場福祉保健課にご相談ください。

■問合せ先 八峰町地域包括支援センター ☎77-3200
八峰町福祉保健課 保険年金係 ☎76-4608

八峰町に転入された方、転入を予定されている方に助成金を用意しています！

- 〈交付対象者〉 八峰町に住民登録をしてから、1年以上八峰町に居住しているU・Iターン者（Uターン者の場合、5年以上町外で生活し、改めて住民登録する必要あり）
- 〈申請期間〉 申請期間は住民登録の日から1年以上経過した後、1年以内《厳守》（平成29年4月1日を基準日とした場合、平成27年3月31日以前に転入した人は住民登録から2年が経過しているため申請することができません）
- 〈返還規定〉 奨励金等の交付を受けた日から、5年以内に町外へ転出した場合は、奨励金等を全額又は一部返還していただきます。

定住奨励金

〈交付額〉 ①単身で転入した場合は 150,000円 ②家族で転入した場合は 300,000円

定住用住宅取得等助成金

- 〈対象物件〉 住民登録日の前後1年以内に購入・借用した物件
- 〈対象費用〉 定住用住宅として購入・借用した住宅の改修等に係る費用
※「八峰町住宅リフォーム支援事業」との併用はできません。
※家電（テレビ、洗濯機等）の購入は補助対象外となります。ただし、配管工事等を伴う電気温水器、エアコン等については補助対象とします。
- 〈助成額〉 対象費用の1/2に相当する額、または50万円のいずれか低い方の額（千円未満切捨）を助成。

※助成金の交付を受けることができない場合もありますので、詳細は下記へお問い合わせください。

■問合せ先 八峰町企画財政課 ☎76-4603